

○浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付要綱

(令和3年7月1日告示第67号)

改正 令和6年3月29日告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災において津波の被害を受けた地域について、被災した住宅の再建を支援し町内での定住を推進することを目的として、津波で被災した住宅の町内住宅再建に係る家財購入の支援を行うため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。）及び浪江町補助金交付要綱（昭和60年訓令第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 平成23年3月11日において、現に居住のために使用していた建物をいう。
- (2) 危険住宅 浪江町災害危険区域に関する条例（平成25年浪江町条例第37号）第2条の規定により指定した災害危険区域に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項に規定する既存不適格住宅をいう。
- (3) 津波被災住宅 災害危険区域外にあって津波により全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた住宅をいう。
- (4) 危険住宅等 危険住宅及び津波被災住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していた者で、津波により住家に半壊以上の被害を受けた者とする。ただし、過去にこの要綱又は廃止前の浪江町津波被災住宅に係る家財購入補助金による家財購入補助を受けた者を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、危険住宅等に移転し、町内の安全な場所に新たに建設又は購入した住宅（以下「再建住宅」という。）で使用する家財を購入する事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、定額100万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅等に居住していたことがわかる住民票又は災証明書の写し
 - (2) 危険住宅等の位置図
 - (3) 再建住宅の建物及び土地の登記事項証明書の写し
 - (4) 再建住宅の位置図
 - (5) 振込口座の通帳の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付（不交付）を決定したときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の後、補助金交付の可否について浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等の申請)

第8条 補助申請者は、事業内容に変更（廃止・中止）が生じたときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金事業内容変更（廃止・中止）承認申請書（様式第3号）にその内容が確認できる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等の承認)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、事業内容の変更（廃止・中止）の承認をしたときは、速やかに浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金事業内容変更（廃止・中止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助申請者は、事業が完了したときは、速やかに浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金事業実績書（様式第6号）
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査を行い、補助金の額を確定したときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金確定通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支出)

第 12 条 補助金の支出は、事業が完了した後、補助金の交付決定を受けた補助申請者の請求により行うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助申請者が補助金の請求をしようとするときは、浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日告示第 93 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金事業内容変更（廃止・中止）

承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金事業内容変更（廃止・中止）

承認通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金事業実績書
[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金確定通知書
[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付請求書
[別紙参照]